

別紙

諮問第 1 7 7 7 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表 2 に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都立大学が令和〇年〇月〇日付で〇〇に対して行った戒告処分について、当該処分に係る調査の過程、調査結果、処分理由について同大学又は東京都公立大学法人が東京都に報告し都が収受した文書全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和 6 年 3 月 28 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、東京都公立大学法人から提供を受けた資料「【資料 2】教員の懲戒処分について」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表 1 に掲げる本件不開示情報 1 及び 2 を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 9 月 3 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年 10 月 28 日に実施機関から理由説明書を収受し、令和 7 年 7 月 30 日（第 259 回第一部会）及び同年 9 月 30 日（第 260 回第一部会）の 2 回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 懲戒処分に係る事案の公表について

東京都公立大学法人は、懲戒処分に係る事案の公表について、東京都公立大学法人教員の懲戒手続に関する規則（平成17年度法人規則第141号。以下「懲戒手続規則」という。）13条に基づき、処理することとしており、解雇を行った場合や、職務上の非違行為のうち刑事事件に係る事案（過失による交通事故を除く。）に対して、停職、減給又は戒告の処分を行った場合、及び特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案について、原則として発生年月日、職、所属、年齢及び性別、事件概要、処分内容及び処分年月日を公表している。

なお、本件については、東京都公立大学法人が、懲戒手続規則13条1項3号の「特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案」に該当するとして、事案を公表している。

イ 本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、別表1に掲げる本件不開示情報1及び2を不開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について検討する。

(ア) 実施機関の不開示理由について

本件における実施機関の不開示理由は以下のとおりである。

懲戒処分の被処分者の学部以外の所属、氏名、年齢は、被処分者等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるものであるため条例7条2号に該当する。

また、東京都公立大学法人における懲戒処分 of 被処分者の氏名は、懲戒手続規則の規定する場合に限り公表できるとされており、氏名や被処分者を特定することが可能な情報を開示することにより、法人の人事管理に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、法人の自主性・自律性を尊重した都と法人の信頼関係に基づく適切な法人運営支援に支障を及ぼすおそれがあるため条例 7 条 6 号に該当する。

本件対象公文書 1 枚目の経緯欄のうち、報道発表資料で公表していない記述は、被処分者の個人に関する情報で、他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例 7 条 2 号に該当する。また、法人における懲戒処分の検討は、本来公表をしないことを前提として行われており、その検討過程に係る具体的な情報を開示することにより、法人の今後の懲戒処分における正確な事実の確認及び公正性の確保並びに法人の自主性・自律性を尊重した都と法人の信頼関係に基づく適切な法人運営支援に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当する。

本件対象公文書 2 枚目の不開示部分である懲戒処分の検討内容については、本来公表をしないことを前提として行われており、その検討過程に係る具体的な情報を開示することにより、上記と同様に条例 7 条 6 号に該当する。

(イ) 本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は、懲戒処分被処分者の所属、氏名、年齢であり、個人を特定することが可能な情報（報道発表で公表している記述を除く。）である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 1 は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。審査会が本件に関する報道発表資料を確認したところ、前記 A に記載のとおり、本件については、実施機関が、懲戒手続規則 13 条 1 項 3 号の「特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案」に該当するとして、事案を公表しているものの、本件不開示情報 1 は公表された情報

ではなく、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 1 は条例 7 条 2 号に該当し、同条 6 号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 は、懲戒処分を検討に関する情報である。実施機関は、本件不開示情報 2 について、上記（ア）のとおり、条例 7 条 2 号及び同条 6 号に該当し、不開示としている。

a 懲戒事案の経緯のうち報道発表資料で公表していない記述について

審査会が見分したところ、懲戒事案の経緯のうち、報道発表資料で公表していない記述については、実施機関の説明するとおり、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、懲戒事案の経緯のうち報道発表資料で公表していない記述は、懲戒処分という職員個人の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、同号ただし書イの該当性について検討する。審査請求人は、本件不開示情報 2 のうち、人名や固有名詞等の特定の個人が識別される記載を除く部分は、仮に条例 7 条 2 号本文に該当するとしても、本件懲戒処分の内容は報道機関が被処分者の実名も含めて報道するなど社会的に大きく注目されていることから、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にするこ

とが予定されている情報」に該当するとして、更に一部が開示されるべきであると主張する。

審査会が検討したところ、条例３条が個人に関する情報はみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定していることに鑑みれば、懲戒処分という身分取扱いに関する情報に関して、ある時点において報道機関が報道し、公衆の関心対象となったとしても、その事実のみをもって、「慣行として公にされている情報」と言うことはできないというべきである。よって、懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。

したがって、懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述は、条例７条２号に該当すると認められる。審査請求人は当該情報について、同条６号に当たらず、開示すべきとも主張しているものの、上記のとおり、同条２号に該当するため、同条６号該当性は判断するまでもなく、不開示が妥当である。

一方、本件不開示情報２の懲戒事案の経緯のうち、別表２に掲げる部分については、報道発表資料で公表されている記述であることが認められ、条例７条２号には該当しないことから、開示すべきである。

b 処分の要否の検討や懲戒手続に関する記述について

審査会が見分したところ、処分の要否の検討や懲戒手続に関する記述のうち、別表２に掲げる部分を除く部分については、公立大学法人懲戒委員会での検討内容であり、公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に関係者等が詳細な説明を躊躇するなど、適切な情報収集が困難となり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがあることから、条例７条６号に該当する。

しかしながら、別表２に掲げる部分については、単なる項目名（項目名に

含まれる氏名を除く。)にすぎず、これを公にしても人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれは生じないことから、当該部分については、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。一方、項目名に含まれる氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文前段に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示が妥当である。

したがって、本件不開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については、開示すべきであるが、別表2に掲げる部分を除いたその他の部分については、条例7条2号又は同条6号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 審査請求人の条例9条による開示を求める主張について

審査請求人は、本件不開示情報2について、仮に条例7条2号又は6号に該当するとしても、本件のような重大な非違行為であり社会的に強く非難されるべき被処分者の行動の内容を被害者のプライバシーに配慮した上で可能な限り公開することは、社会的な加害行為の再発防止や啓発のために不可欠であり、不開示部分を一部開示することは、条例7条2号及び6号の規定により保護される利益よりも優越する公益上の理由があり、条例9条により、裁量的開示を行うべきであると主張する。

条例9条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定したものである。

審査会が検討したところ、本件については、たとえ、審査請求人の主張するように、被処分者の行動内容を可能な範囲で公開することにより、社会的な加害行為の再発防止や啓発という利益があったとしても、それが格別の配慮を必要とする個人に関する情報の規定により保護される利益よりも明らかに優越するとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件不開示情報

本件不開示情報			根拠規定
1		懲戒処分の被処分者を特定することが可能な情報（報道発表資料で公表している記述を除く。）	7条2号 7条6号
2	(1)	「経緯」のうち、報道発表資料で公表していない記述	7条2号 7条6号
	(2)	懲戒処分の検討内容	7条6号

別表2 開示すべき部分

開示すべき部分	
本件不開示情報2	・1枚目 「経緯」欄の1行目54文字目から2行目7文字目まで、16文字目から21文字目まで、4行目13文字目から15文字目まで、23文字目から5行目行末まで ・2枚目 1行目全て 表中、1行目項目名全て、左側の内容記載欄内1行目全て、2行目2文字目から9文字目まで、28文字目から行末まで、3行目9文字目から14文字目まで、5行目行頭から18文字目まで、

	26 文字目から 28 文字目まで、6 行目 17 文字目から 23 文字目まで、7 行目 3 文字目から 14 文字目まで、23 文字目から 8 行目行末まで、9 行目 2 文字目から 24 文字目まで、29 文字目から 10 行目 5 文字目まで、9 文字目から 16 文字目まで、表の下の項目名 3 文字目から行末まで
--	---